平成20年６月19日

各　位

本社所在地　東京都港区高輪三丁目26番33号
会　社　名　株式会社ゲームポット
代　表　者　代表取締役社長　植田 修平
コード番号　3792 札幌証券取引所 アンビシャス
問合せ先　取締役執行役員　江口 清貴
電話番号　03-5791-5299
(URL http://www.gamepot.co.jp)

定款の一部変更及び
全部取得条項付株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成20年４月22日付「臨時株主総会及び当社普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び平成20年５月15日付「全部取得条項付株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ」（以下「平成20年５月15日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会及び当社普通株式の株主様による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

１．当社定款一部変更等の内容

当社は平成20年５月15日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③による当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付株式の全部の取得（以下①から③までを、総称して「本定款一部変更等」といい、下記①ないし③を個別に「本定款一部変更等①」ないし「本定款一部変更等③」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設する。

② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する。

③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）の株主様（ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、ソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」といいます。）以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が１株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付する。

③の手続の完了により、ソネットのみが当社の株主となる予定です。

２．当社定款の一部変更（本定款一部変更等①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第１号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等②は、本臨時株主総会における第２号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第１号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年５月15日付当社プレスリリースの定款一部変更その１に記載のとおりであり、本臨時株主総会第２号議案及び本種類株主総会に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更その２に記載のとおりです。）。

(2) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年７月29日（火）に発生いたします。

３．全部取得条項付株式の取得（本定款一部変更等③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付株式の取得（本定款一部変更等③）は、その実施のための他の必要事項の.決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第３号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年５月15日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条並びに本定款一部変更等①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、本件株主様から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等①によって設けられた当社Ａ種種類株式を、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付株式１株につき、0.000153株の割合をもって交付するものです。この際、当社親会社であるソネット以外の本件株主様に対して割当てられる当社Ａ種種類株式の数は、１株未満となる予定です。

(2) 全部取得条項付株式の取得の効力発生

全部取得条項付株式の取得（本定款一部変更等③）の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成20年７月29日（火）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等①によって設けられた当社Ａ種種類株式を全部取得条項付株式１株につき0.000153株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式に係る株券を所有の方はその株券を株券提出期間（平成20年６月20日（金）から平成20年７月29日（火）まで）内に当社株主

名簿管理人の事務取扱場所までご提出くださいますようお願いいたします。

全部取得条項付株式の取得の効力が発生した場合、前述のとおり、ソネット以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社Ａ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。このように交付される当社Ａ種種類株式の数が１株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの１株未満の端数処理がなされ、最終的に現金が交付されることになります。

当社では、上記のように本件株主様に交付することになる１株未満の端数の合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社Ａ種種類株式について、会社法第234条第２項に基づく裁判所の許可を得た上で、ソネットに対して売却することを予定しております。当該売却の結果本件株主様に交付される金銭の額については、ソネットが当社普通株式及び新株予約権に対して公開買付けを行った際の買付価格（当社普通株式１株につき11万円）を基準として算出する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、札幌証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式に係る株券は、平成20年６月20日から平成20年７月19日までの間整理銘柄に指定された後、平成20年７月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を札幌証券取引所において取引することはできません。

(4) 全部取得条項付株式の取得に係る今後の日程

株券提出の株主・登録株式質権者への通知送付	平成20年６月19日（木）
株券提出手続の開始日（定款変更に関する通知公告及び株券提出公告）	平成20年６月20日（金）
整理銘柄への指定	平成20年６月20日（金）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成20年７月18日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成20年７月20日（日）
全部取得条項付株式全部の取得及びＡ種種類株式交付の基準日	平成20年７月28日（月）
株券提出の期限	平成20年７月29日（火）
当社による全部取得条項付株式全部の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成20年７月29日（火）

以　　上